

さまざまなサービスで 老後の安心をお届けします

高齢化社会を迎え、介護を必要とする高齢者は年々増え続け、老後への不安も高まっています。

こうした高齢者が安心して老後を過ごせるよう、介護保険をはじめさまざまな制度が用意されています。ここでは、主なサービスの内容についてお知らせします。

介護保険制度によるサービス

介護が必要になったら

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定申請書に介護保険証を添えて、高齢者福祉課へ申請してください。要介護と認定されると下表のようなサービスを受けることができます。

そのほかのサービス

介護保険に該当しない人にもサービスがあります

介護が必要というほどではないものの、介護予防の観点から日常生活に支援が必要な人については、市の福祉サービスとしてホームヘルプサービス・デイサ

介護保険で受けられるサービス

	サービスの種類	サービスの内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事を援助します。
	訪問入浴	訪問入浴車が家庭を訪問して入浴を行います。
	訪問看護	看護婦などが家庭を訪問して看護します。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問して機能訓練を行います。
	通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設などで、入浴・食事・機能訓練などのサービスを行います。
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います。
	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで送迎・入浴・食事などのサービスを行います。
	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）	介護する人が介護疲れなどで介護ができない場合、介護保険施設で一時的に介護します。
	痴ほう対応型共同生活介護（痴ほう性老人のグループホーム）	グループホームでの生活介護をします。
	有料老人ホームなどでの介護	有料老人ホームなどでの介護を援助します。
	福祉用具の貸与・購入費の支給	車いすやベッドなどの介護用品の貸し出しや入浴補助用具などの購入費を年10万円を上限として支給します。
	住宅改修費の支給など	手すりの取り付けや段差の解消など住宅の小規模な改修費を20万円を上限として支給します。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群・老人性痴ほう疾患療養病棟・介護力強化病院）の介護保険施設に入所できます。	

ービス・ショートステイ・日常生活用具の給付または貸与の制度があります。

介護を応援します

住宅改造費の助成

住宅改造費は20万円までは介護保険から、それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成します。改修計画段階でご相談ください。

福祉手当

寝たきり老人等介護者手当として、月額1万2,000円（寝たきり老人等福祉手当と重度痴ほう性老人介護手当は月額1万3,000円）を支給します。

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは痴ほうなどの人（60歳以上）に紙おむつを宅配します。

SOSネットワーク

痴ほうなどによる行方不明者を各種団体の協力を得て一斉ファクシミリ通報したり、防災無線で捜索（確認）を行います。

くわしくは高齢者福祉課（☎20 1537）へ。

安心をお届けします

福祉電話の貸与・料金助成

近隣に扶養義務者のいない一人暮らし、または高齢者世帯の安否確認などのため、電話機の貸し出しを行い、あわせて電話料金（基本料金+通話料300円まで）を助成します。すでに電話機のある人には、電話料金を助成します。

利用できる人
65歳以上で所得税非課税の一人暮らし、または高齢者世帯



くわしくは高齢者福祉課（☎20-1537）へ

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが困難な人を対象に、専門業者がご自宅に伺い寝具の乾燥を行います。

利用できる人
おおむね65歳以上の一人暮らしの人など
利用回数...月1回
利用料
無料



くわしくは高齢者福祉課（☎20-1537）へ

福祉カーの貸し出し

高齢者の外出・通院などに、車いすまたは、簡易ベッドのまま乗り降りできるリフト付きワゴン車を貸し出します。（運転手はつきません）

利用できる人
高齢者およびその家族
利用料
無料
（ガソリン代は自己負担）



くわしくは障害者福祉課（☎20-1539）へ

移送サービス

一人で外出できない高齢者を対象に、通院など、自宅から目的地まで自動車を送迎します。

利用できる人
60歳以上で一人で外出できない人（車いす可）
あらかじめ社会福祉協議会に会員登録が必要です。



くわしくは社会福祉協議会（☎20-1574）へ

緊急通報装置の設置

自宅での急病や事故の際、身に付けているペンダント型の発信機のボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配など、迅速かつ適切に対応する緊急通報装置を設置します。

利用できる人
65歳以上の一人暮らし（日中独居を含む）または高齢者世帯

- ▶設置料
前年所得税非課税世帯と一人暮らしの人...無料 課税世帯...7,900円
- ▶レンタル料
非課税世帯...無料
課税世帯...月額2,150円

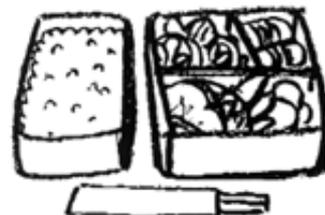


くわしくは高齢者福祉課（☎20-1537）へ

配食サービス

毎日、栄養のバランスのとれた食事（月～金の昼食）をお届けするとともに安否確認をします。

利用できる人
おおむね65歳以上の一人暮らし（日中独居含む）または高齢者世帯
利用料
1食...300円



くわしくは高齢者福祉課（☎20-1537）へ